

「久留米市行政データ公開等業務委託」に関する
条件付一般競争入札実施要領

久 留 米 市

久留米市は、「久留米市行政データ公開等業務委託」について、以下のとおり条件付一般競争入札を行う。

1. 入札に付する事項

(1) 業務名

久留米市行政データ公開等業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、以下2つの業務を委託するもの。

① 行政データのデータ整形、変換及びサイト登録業務

② OCR 帳票の読み込み業務

(3) 履行場所

(2) ①については任意の場所とする

(2) ②については、久留米市役所本庁（会計室執務室内）とする

(4) 業務内容

別紙「久留米市行政データ公開等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりに

(5) 業務期間

契約締結日から令和11年1月31日まで

(6) 入札書比較価格

24,226,200円（総額・消費税及び地方消費税額を含まない）

なお、各年度における支払限度額は次のとおりとする。

年度	支払限度額（税抜）
令和7年度	1,345,900円
令和8年度	8,075,400円
令和9年度	8,075,400円
令和10年度	6,729,500円

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、競争入札参加資格審査申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

(3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

(4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料

イ アを除く福岡県内 県税

(5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

(8) 過去3年以内に、本業務と類似する業務（単純オペレーション業務）に対して人口20万人以上の自治体での受注実績を有すること。

(9) 以下いずれかを有していること。

- ・ ISO/IEC 27001 に基づいた情報セキュリティに関する認証（一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が行う ISMS 認証など）
- ・ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）などからプライバシーマークの登録

3. 契約条項を示す場所

「13. 問い合わせ先（事務局）」に示す。

4. 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（1）①～⑨に掲げる提出書類を全て郵送にて提出すること。

（1）提出書類（令和7年度久留米市競争入札参加資格（物品）登録者については、③～⑥の書類は提出不要）

- ① 入札参加資格確認申請書（第1号様式）
- ② 参加資格調書（第2号様式）
- ③ 会社概要書（第3号様式）
- ④ 役員等調書及び照会承諾書（第4号様式）
- ⑤ 登記事項全部証明書（個人事業主の場合、身分証明書）
- ⑥ 入札参加者の所在地区分及び法人・個人別の納税等証明書
- ⑦ 委任状（第5号様式）（支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ）
- ⑧ 業務実績表（第6号様式）
- ⑨ ISMS の認証取得証明書の写し、または、プライバシーマークの登録証の写し

（2）提出期限及び注意事項

令和7年11月28日（金）17時15分必着（期限厳守）

- ① 「一般書留」もしくは「簡易書留」で郵送または直接持参すること。
- ② 封筒の表面に「『久留米市行政データ公開等業務委託』入札参加資格確認申請書在中」と赤字で記載すること。
- ③ 期限までに提出がなかった場合は、「久留米市行政データ公開等業務委託」に関する条件付一般競争入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は書類の受付は行わない。

（3）提出先（宛先）

「13. 問い合わせ先（事務局）」を参照

（4）入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を電話にて連絡を行い、文書により通知する。

なお、入札保証金の納付が必要とされた者については、「6. 入札保証金」を確認し、入札時に必要書類を添付すること。

通知時期： 令和7年12月12日（金）発送予定

（5）経費及び遵守すべき事項

- ① 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- ② 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ③ 提出資料は返却しない。
- ④ 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。
- ⑤ 提出資料の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。
- ⑥ 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

5. 入札方法

条件付き一般競争入札。郵便入札により行う。入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により、入札に参加すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに、4.（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

（1）提出書類

- ① 入札書（第 9 号様式）
- ② 入札保証金の納付等が確認できるもの（領収書、保証書等）（入札参加確認通知で免除とされた者は不要）
- (2) 提出期限
令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金） 1 7 時 1 5 分必着（期限厳守）
- (3) 提出先（宛先）
「1 3. 問い合わせ先（事務局）」を参照
- (4) 郵送方法
 - ① 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。持参不可。
 - ② 封筒表面に、『久留米市行政データ公開等業務委託』入札書在中」と記載すること。
 - ③ 封筒裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
また、封緘（封の糊付け）、封筒の継ぎ目に押印すること。
なお、縦書き・横書きどちらでも有効とする。
 - ④ 郵便入札以外の受理及び締め切り後の入札書の受理は、一切認めない。
- (5) 入札に関する注意事項
入札書には、「久留米市行政データ公開等業務」にかかる費用の総額及び内訳（各年度の費用）を記載すること。
また、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。
- (6) 入札辞退
入札辞退は自由とする。ただし、必ず事前に連絡及び「入札辞退届（第 8 号様式）」を提出すること。
- (7) 応札が 1 者であった場合においても、その入札は有効とする。

6. 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に 1 0 0 分の 5 を乗じた金額以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成 1 1 年久留米市規則第 8 号。以下「会計規則」という。）第 1 0 5 条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第 7 条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

7. 開札

- (1) 日時
令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月） 1 0 時 3 0 分
- (2) 場所
久留米市役所本庁 5 階 5 0 1 会議室
- (3) 立会
入札者のうち、立会い希望者を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 落札者の決定方法
入札書比較価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
落札となるべき同価の入札をしたものが 2 者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札結果の通知
開札後、令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月）中に、入札に参加したすべての事業者へ電話等にて連絡を行い、後日ホームページにて結果を公表する。

8. 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10を乗じた金額以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

9. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が入札書比較価格を超えるととき（内訳書の金額が1.（6）のそれぞれの金額を超えたときも同様とする）
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

10. その他入札に関し必要な事項

（1）資料の入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

（URL <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/index.html>）

ページ名：「【募集】久留米市行政データ公開等業務委託」

（2）質問の受付期間、受付方法及び回答方法

① 受付期間

令和7年11月14日（金）から令和7年11月21日（金）17時15分まで

② 受付方法

「質問書（第7号様式）」を、下記メールアドレス番号宛てに送付し、事務局へ電話にて着信を確認すること。なお、電話による質問は受け付けない。

E-mail : jimukan@city.kurume.lg.jp

③ 回答方法

令和7年11月25日（火）までに電子メールにて回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

11. その他

- （1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- （3）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- （4）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- （5）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- （6）落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

12. 全体スケジュール（予定）

令和7年11月13日（木）	公告
令和7年11月14日（金）	質問書の受付開始
令和7年11月21日（金）	質問書の受付締め切り
令和7年11月25日（火）	質問書に対する回答

令和7年11月28日（金）	入札参加資格確認申請書受付締め切り
令和7年12月12日（金）	入札参加資格者の確認通知（発送）
令和7年12月19日（金）	入札書の提出締め切り
令和7年12月22日（月）	入札（開札）の実施、本業務履行業者の決定
令和7年12月22日（月）以降	契約締結

13. 問い合わせ先（事務局）

【本入札及び業務全般に関すること】

久留米市 総務部 情報政策課（久留米市庁舎5階）

担当：青木、川原、石橋

〒830-8520

久留米市城南町15番地3

電 話：0942-30-9060

FAX：0942-30-9708

E-mail：jimukan@city.kurume.lg.jp